

## 教員養成・免許制度の改革について(全体イメージ) (案2:一定以上の講習の受講、修了を更新要件とする案)

### 【現行制度】

#### <免許状の授与>

#### 免許状の授与

##### 【授与の要件】

- ①学士の学位等の基礎資格
- ②教職課程の所要単位の修得  
(適格性を全体として判断していない)

【有効期限】  
・無し

#### <上進制度>

※例：一種→専修の場合

##### 【上進の要件】

- ①教職経験3年以上  
(1年5単位として換算し、1.5単位分相当)
- ②大学院等における単位修得(1.5単位)

### 【改革案】

#### <免許状の授与及び更新>

#### 免許状の授与

##### 【授与の要件】

- ①学士の学位等の基礎資格
- ②教職課程の所要単位の修得
- ③教員としての適格性に問題がないこと

##### 【適格性の判定方法】

- ・大学に教職課程委員会(仮称)を設置し、教職課程の履修を通じて身に付けた資質能力全体を評価
- ・面接や論文審査、模擬授業等により判定

##### 【適格性の判定基準】

- ・国において、免許保有者に最小限必要な適格性及び専門性について判定基準を策定(別紙)

#### 【有効期限】

- ・10年間又は5年間

#### 更新1回目

##### 【基本的な考え方】

- ・有効期限の満了時に、下記の要件に基づき、更新の可否を決定

##### 【更新の要件】

- ・有効期限内に一定以上の講習を受講し、修了すること  
(一定以上の講習には、免許状授与時の適格性及び専門性の判定項目に係る内容を含む)

#### <上進制度>

※例：一種→専修の場合

##### 【上進の要件】

- ①教職経験及び自己研鑽による単位数の軽減(1.5単位)
- ②大学院等における単位修得(1.5単位)

##### 【基本的な考え方】

- ・下記の教職経験及び自己研鑽の判定方法の考え方に基づき軽減される単位数を決定(1.5単位)
- ・大学院等における単位修得(1.5単位)とあわせて、上進に必要な単位数(3.0単位)を満たしていれば、専修免許状を授与

##### 【教職経験及び自己研鑽の判定方法】 (P)

- ・1年間良好な成績で勤務した場合は3単位を軽減
- ・1年間の自己研鑽(行政研修、校内研修等)の取組状況を0~2単位の範囲内で評価
- ・国において、自己研鑽の対象となる取組み及び単位軽減の評価基準を策定

- ・講習の対象は、大学が開設する講習や、大学の指導のもとに教育委員会が開設する講習等

【更新の要件を満たさなかった場合】

- ・免許状は失効
- ・再授与の申請は可能（ただし、所要の講習の受講が必要）

【有効期限】  
・10年間

更新2回目

※ 別途、分限免職処分を受けた者のうち、教員としての適格性に欠けると認められるときは、免許状を取上げることができることとする等の制度を新たに設ける